

令和9年度(2027年度)以降に就学を迎えるお子さまのための

# 特別支援教育に関する 就学に向けての説明会

学びの場の特徴と就学までの流れ

熊本市教育委員会  
総合支援課



1

就学先を選ぶ  
キーワード

自立 共生

2

## 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)概要

文部科学省 平成24年7月23日

「**共生社会**」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、**積極的に参加・貢献**していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える**全員参加型**の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において**最も積極的に取り組む課題**である。

3

## 学校では・・・

●基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、**できるだけ同じ場で共に学ぶ**ことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業の内容がわかり学習活動に参加していける**実感・達成感**を持ちながら、**充実した時間**を過ごしつつ、**生きる力**を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための**環境整備**が必要である。

(2)インクルーシブ教育システム構築のための特別教育の推進より 文部科学省

4

## キーワードと本日の内容

**共生**

こどもの発達の状況にあった学びの場を選ぶようにしながら、共に学び合うことをめざしていく。



**3 学びの場の特徴**

**自立**

将来の生きる力をつけるために引き継ぎや切れ目ない支援を行っていく。



**4 就学までの流れ**

5

## 本市の特別支援学校・学級等の在籍者数

**特別支援学校** 小・中 約501名

**特別支援学級** 小学校 約2060名  
中学校 約980名

**通級指導教室** 小・中 約640名

特別支援教育の理解が進む

在籍者増加

R7.5現在

6

## 学びの場の特徴について

将来を見通して、どの学びの場が  
子どもに合っているだろうか？

校区の小学校での学びの場



7

## 通常の学級での学習

1クラス35人

(中2・3年は40人)

学年の教育課程に沿って指導

担任一人が集団を一斉指導

- 配慮が必要な場合は、担任やコーディネーターに相談
- 専科教科によっては少人数、チームティーチングでの学習を取り入れる
- ユニバーサルデザインの視点を取り入れた環境、授業づくり
- 担任の補助としての学級支援員を配置することもある

8

## 通級指導教室での学習

通常の学級在籍

+

通級指導教室で週1回程度の  
個別・小集団による活動

### 自立活動の学習内容を指導

※自立活動・・・障がいによる学習・生活上の困難を改善・克服するための指導

- 言語:構音・吃音の指導、言語発達を促す活動
- 難聴:言語、発音、適応指導など
- 情緒:コミュニケーションの知識、技能、  
社会的ルールの確認や社会的適応
- LD/ADHD:聞く・話す・読む・書く・計算する  
推論する等の指導、社会的技能、  
対人関係に関わる困難を克服する指導等

教科学習を個別  
指導する教室で  
はありません

9

## 校区の小学校に希望の通級指導教室

ある



- 通級指導教室の時間になったら、  
自分で行く。(保護者の送迎必要なし)
- 保護者との連携が必要(連絡帳・電話  
連絡・面談)

ない



- 近隣の通級指導教室がある学校に  
保護者送迎で行く。
- 1・2時間目か午後の時間に指導が  
入ることが多い。
- 保護者と送迎の時に連携を取りや  
すい。(今日の学習の評価や在籍  
校・家庭での様子を聞く。)

10

# R7 特別支援学級等 設置校一覧

市のホームページに掲載

「さがす」をクリックし、  
「特別支援学級」と入力



令和7年度(2025年度) 熊本市特別支援学級・通級指導教室 設置学校一覧

令和7年5月1日現在

【小学校】					【中学校】						
学級名	学級種	電話番号	学級名	学級種	電話番号	学級名	学級種	電話番号	学級名	学級種	電話番号
1 豊田	知的 障害児・情緒 障害	325-8128	32 西瀬	知的 障害児・情緒 障害・L.A通級	368-5231	83 筑前南	知的 障害児・情緒 障害・L.A通級	389-0850	1 出水	知的 障害児・情緒 障害・L.A通級	371-2277
2 藤井	知的 障害児・情緒 障害	343-1178	33 柳井	知的 障害児・情緒 障害	367-4868	84 山ノ内	知的 障害児・情緒 障害	367-0800	2 白川	知的 障害児・情緒 障害・L.A通級	364-8181
3 森田	知的 障害児・情緒 障害	364-4205	34 藤原	知的 障害児・情緒 障害	369-2007	85 福本	知的 障害児・情緒 障害	338-5103	3 藤原	知的 障害児・情緒 障害・L.A通級	353-8417
4 城東	知的 障害児・情緒 障害・L.A通級	354-0765	35 藤ヶ丘	知的 障害児・情緒 障害	369-2007	86 川上	知的 障害児・情緒 障害	245-0018	4 花見	知的 障害児・情緒 障害・L.A通級	354-5635
5 藤原	知的 障害児・情緒 障害	322-0134	36 小島	知的 障害児・情緒 障害・L.A通級	329-0912	87 西原	知的 障害児・情緒 障害	245-0004	5 城東	知的 障害児・情緒 障害・L.A通級	353-7175
6 一井	知的 障害児・情緒 障害	354-3540	37 藤山	知的 障害児・情緒 障害	338-1277	88 北畑	知的 障害児・情緒 障害	344-5630	6 藤原	知的 障害児・情緒 障害・L.A通級	353-7175
7 五箇	知的 障害児・情緒 障害・L.A通級	356-0729	38 藤山	知的 障害児・情緒 障害	382-5181	89 芳野	知的 障害児・情緒 障害	277-2306	7 伊藤	知的 障害児・情緒 障害	354-1316
8 河内	知的 障害児・情緒 障害	354-5495	39 中津	知的 障害児・情緒 障害	329-7120	90 河内	知的 障害児・情緒 障害	278-0031	8 江崎	知的 障害児・情緒 障害	329-0299
9 藤原	知的 障害児・情緒 障害・L.A通級	343-0178	40 藤山	知的 障害児・情緒 障害	368-8216	91 藤田	知的 障害児・情緒 障害	227-0003	9 江崎	知的 障害児・情緒 障害	372-1118
10 大正	知的 障害児・情緒 障害	368-8947	41 藤原	知的 障害児・情緒 障害	368-2750	92 藤田	知的 障害児・情緒 障害	357-8240	10 城南	知的 障害児・情緒 障害	343-2003
						93 藤田	知的 障害児・情緒 障害	227-0028			

11

## 特別支援学級での学習

1クラス8人

特別の教育課程によることができる

小集団での活動と学習

○子どもの特性・ニーズに応じて指導

○通常の学級との交流及び共同学習

週時数の  
半分以上、  
特別支援学  
級で過ごす  
お子さまが  
対象です

〈知的障がいのない子どもの場合〉 〈知的障がいのある子どもの場合〉

各教科等の学習、**自立活動**

各教科等の学習、**自立活動**

※自立活動とは  
障がいによる学習・生活上の困難を  
改善・克服するための指導

各教科等を合わせた指導  
(日常生活の指導、生活  
単元学習+作業学習(中  
学校))

12

**特別支援学校一覧** **県内に24校**

**視覚**：盲学校 **聴覚**：熊本聾学校

**知的**：熊本市立あおば支援(小・中学部)  
 熊本県立熊本支援(小・中学部)  
 熊本市立平成さくら支援(高等部)  
 熊本はばたき高等支援(高等部)  
 熊大附属支援、松橋西、大津、荒尾、菊池、  
 八代、ひのくに高等、天草、球磨、小国、  
 鏡わかあゆ高等、かもと稲田

**肢体不自由**：熊本かがやきの森  
 松橋、松橋東、芦北、苓北

**病弱**：黒石原

分教室：芦北支援 佐敷分教室(芦北高校内)  
 松橋西支援 上益城分教室(甲佐高校内)

学校所在地が  
 熊本市内の場合  
 は赤字で表記

13

**特別支援学校(知的)での学習** **1クラス6人(学年別)**  
 ※重複の場合は3人

**発達段階に応じた教育課程で指導**

小集団での指導

各教科等の学習、自立活動

各教科等を合わせた指導

日常生活の指導 生活単元学習 遊びの指導

○専門性のある教員  
 ○教育環境(教材教具)が充実  
 ○身辺自立、基本的な生活習慣の確立

居住地校交流  
 地域の学校との  
 交流活動

14

## 特別支援学校の時間割

月	火	水	木	金
【日常生活の指導】朝の支度・朝の会				
【日常生活の指導】朝の運動				
国語・算数			自立活動	
【生活単元学習】				
【日常生活の指導】給食・昼休み・掃除				
帰りの会	【特別の教科 道徳】			
【日常生活の指導】帰りの支度・帰りの会				

R5年度あおば支援学校 小学部 1・2年生

15

## 就学先(学校)について

### 【原則】

校区の  
小学校

- ・通常の学級
- ・通級指導教室
- ・特別支援学級

より専門的な  
支援が必要

特別支援  
学校

16

# 特別支援学校の対象となる障がいの種類と程度

## 特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の対象となる障害の種類及び程度

特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
<b>視覚障害者</b> 両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも 二 図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	<b>視覚障害者</b> 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	<b>視覚障害者</b> 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもで、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
<b>聴覚障害者</b> 平均聴力レベルがおおむね90デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の語声を理解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	<b>聴覚障害者</b> 補聴器等の使用によっても通常の語声を理解することが困難な程度のもの	<b>聴覚障害者</b> 補聴器等の使用によっても通常の語声を理解することが困難な程度のもで、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
<b>肢体不自由者</b> 一 肢体不自由の状態が補装具によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	<b>肢体不自由者</b> 一 補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に程度の困難がある程度のも 二 補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に程度の困難がある程度のもの	<b>肢体不自由者</b> 一 肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
<b>病弱者（身体虚弱者を含む。）</b> 一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のも 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のも	<b>（病弱者）身体虚弱者</b> 一 慢性の呼吸器疾患その他の疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも	<b>病弱者・身体虚弱者</b> 一 病者又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
	<b>言語障害者</b> 一 口発音、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す・聞く等言語機能の基礎的事項に発達の違いがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、その程度が著しいもの	<b>言語障害者</b> 一 口発音、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す・聞く等言語機能の基礎的事項に発達の違いがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
	<b>自閉症者・情緒障害者</b> 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難な程度のも 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難な程度のも	<b>自閉症者</b> 一 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの <b>情緒障害者</b> 一 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
<b>知的障害者</b> 一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	<b>知的障害者</b> 一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難な程度のもの	<b>学習障害者</b> 一 全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも <b>注意欠陥多動性障害者</b> 一 年齢又は発達に不適合な注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能的に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

（学校教育法施行令第22条の3）

（平成25年10月4日 初等中等教育局長通知）

（平成25年10月4日 初等中等教育局長通知）

17

# 特別支援学校の対象となる障がいの種類と程度

## 特別支援学校

### 知的障害者

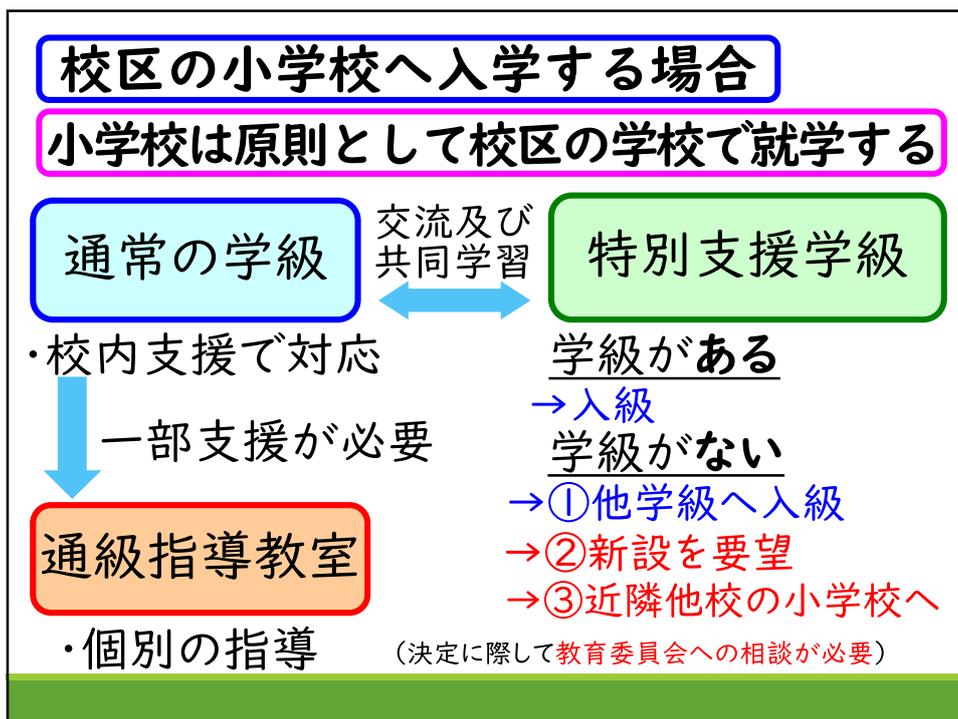
- 一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの
- 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

## 知的特別支援学級

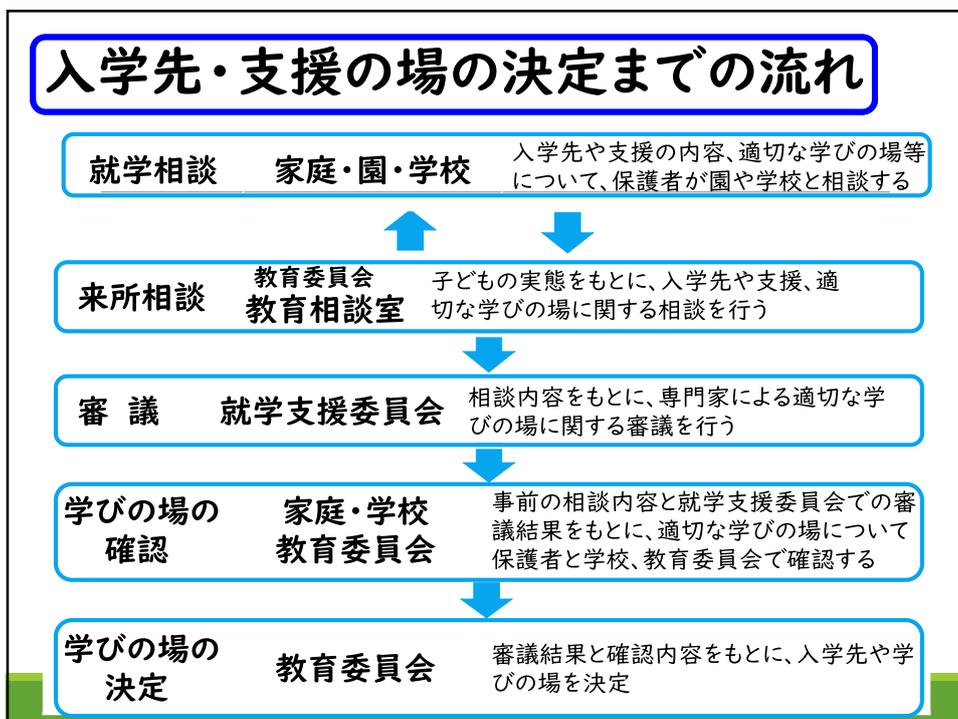
### 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの

18



19



20

## 学校を訪問する

まずはお住まいの校区  
の小学校見学・相談を!

- 学校(教頭)へ電話連絡、訪問日の打合せ・来年度、入学予定であること等を伝える
- コーディネーター、校長、教頭に相談
- 伝えたいこと、相談したいことを事前にまとめておくとよい

- ・健康面
- ・必要な支援、配慮
- ・学級設置
- ・学習環境や施設、設備
- ・学校の日課、行事、交流の様子など

移行支援シートや医療機関等の資料をもとに相談を

21

## 移行支援シート・就学支援シート

### 移行支援シート

～とぎれのない支援のために～

幼稚園・保育園 → 小学校

このシートは、お子さんに必要な支援内容や方法などについて  
就学先の学校に伝える際に応用するものです。  
在籍する幼稚園・保育園の先生と保護者が一緒に記入し、保護  
者の方が送付、または幼稚園・保育園の先生を通して就学先へお  
渡しください。

熊本市教育委員会総合支援課

フリガナ 子どもの名前	姓	生年月日	平成	年	月	日
保護者名	( )	保護者 連絡先				
住 所	熊本市 区					
在 籍 園	在 籍 園 連絡先					
記 入 者	記 入 日	令和 年 月 日				

### 就学支援シート

～とぎれのない支援のために～

熊本市教育委員会総合支援課  
(熊本市東区発達支援ネットワーク会制作)

※印刷は記入日現在

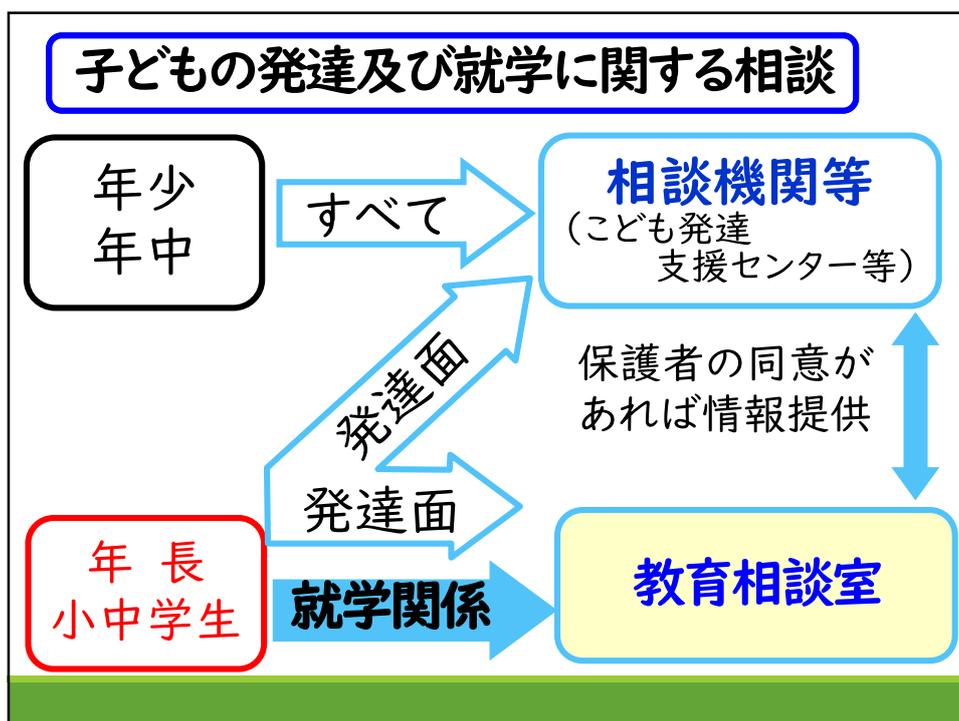
お子様 名 前	フリガナ	性別	年 月 日	生 誕
住所 (〒 )	熊本市	男・女	年 月 日	年 月 日
保護者 氏 名	姓 名	連絡先 電話番号	自 宅	加 速 通 信 (携帯)
記入年月日	幼稚園・保育園記入欄		記入者名	
令和 年 月 日 記入				
署名	連絡先電話番号			
記入年月日	相談・連絡・医療機関記入欄		記入者名	
令和 年 月 日 記入				
署名	連絡先電話番号			

私は、以下の内容を詳しく、関係機関(医療・保健・福祉・教育機関)に相談する場合に使用することについて同意します。

令和 年 月 日 保護者氏名 \_\_\_\_\_

\*熊本市のホームページよりダウンロードできます。  
入学前の2月頃(新入生説明会頃)に学校へ引きつぎを。

22



23

**教育相談室での相談**      **年長から**

①電話で相談の予約【362-7070】  
 ②相談、発達検査・行動観察、結果説明

他機関での発達検査や療育の記録があれば、必ず持っていく

○特別支援学級、特別支援学校を希望

・年長時の7月頃までに電話予約をする  
 ・年長時の10月頃までに相談を終える

24

## 教育相談室での相談

年長から

2026年4月1日(水)から受付

○弱視・難聴・肢体不自由・病弱特別支援学級を希望

○盲・聾・肢体不自由・病弱特別支援学校を希望

2026年4月6日(月)から受付

○すべての支援学校を希望

2026年4月13日(月)から受付

○すべての支援学級希望

電話は  
初日を  
避けた方が  
つながり  
やすいです

25

## 教育相談室での相談

○言語、難聴通級指導教室を希望

年長時の2月以降の  
就学支援委員会からの審議となる。

○情緒、LD/ADHD通級指導教室を希望

入学後の7月以降の  
就学支援委員会からの審議となる。

※情緒、LD/ADHD通級は、入学後の  
状況を確認した後に審議を行います。

26

## 学級新設を要望する場合

早期の相談が必要

要望するには、就学支援委員会の審議が必要

- ①教育相談室の相談予約(4月～) **早めに!**
- ②教育相談室での相談(4～8月)
- ③学校と新設要望についての相談(4～7月)
- ④就学支援委員会での審議(7～8月)
- ⑤新設の要望書を作成し、学校へ提出(7～8月)
- ⑥学校も要望書を作成し、提出(9月上旬)
- ⑦学級新設の可否の通知(12月下旬～1月初旬)  
→新設されれば就学先決定

27

## 学級新設されなかった場合

12月下旬～1月初旬 新設の可否通知

\*学級新設ができなかった場合のことも考え、事前に別の学びの場を検討しておきましょう  
(結果が出る前までに)

相談

- ・自校の通常の学級または他の学級種の特別支援学級
- ・近隣他校の特別支援学級
- ・特別支援学校(支援学校判断がある場合)

4月入学

28

## 就学支援委員会とは

医学、教育学、心理学、教職員

医学的な診断結果、心理学的な検査  
心身の発達状態、生活や行動の情報

子どもの発達や特性に応じた  
支援の場について、慎重に審議

教育委員会から家庭に通知、相談、決定

29

## 学びの場の見直し

学びの場は成長に合わせて  
見直すことができます

特別支援学校

通級指導教室  
言語、難聴、  
情緒、LD/ADHD

特別支援学級  
知的、自閉症・情緒、  
肢体不自由、病弱、  
弱視、難聴

通常の学級

学びの場の変更には、学校や教育相談室との相談や  
就学支援委員会での審議等が必要となります。

30

## 入学までのスケジュール

時期	内容
随時	保護者と園での教育相談
随時	学校見学・相談
年長4月～ ～8月末	教育相談室の予約 学級新設要望書の作成
10月～11月頃	就学時健康診断
11月までに	就学支援委員会での審議
12月下旬～1月初旬	学級新設の可否通知
1月末～2月上旬	特別支援学校の入学決定の通知
2～3月頃	入学説明会

学級新設  
希望の場合  
8月までの  
就学支援委  
員会での  
審議が必要

31

## おわりに

○お子さんにとって一番適切な支援の場を関係者間で、  
よく検討しましょう。

**自立 共生**

《園での相談、学校訪問、教育相談室での相談等》

○就学先の決定後は、お子さんのよりよい環境づくりや  
支援の在り方について、学校としっかり話をしていま  
しょう。

《相談の窓口：特別支援教育コーディネーター》

32

**教育相談室への相談  
こどもセンター あいぱるくまもと2F**

年長児からの  
発達や就学、いじめや不登校の相談等  
**096-362-7070**

来所相談予約電話 月～金 9:00～17:15  
来所相談(要予約) 月～金 9:30～15:45



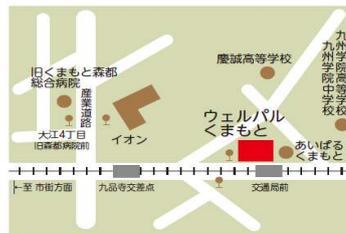
33

**熊本市こども発達支援センター  
ウェルパルクまもと 2F**

発達・療育に関する相談、診断等  
**096-366-8240**

電話相談 月～金 8:30～17:15  
来所相談(要予約) 月～金 8:30～17:15

医師、保育士、保健師  
言語聴覚士、作業療法士、  
理学療法士、心理相談員、  
教育支援相談員 が在籍



34

**熊本市教育委員会 総合支援課**

特別支援教育に関する  
問い合わせ、相談等  
**096-328-2743**

